

建設工事における低入札価格調査制度等の追加見直しについて（概要）

1 目的

建設工事における、低入札調査基準価格、最低制限価格及び失格判断基準の計算式を改正し、ダンピング受注の防止を更に強化するとともに、市発注工事の品質の確保を図ります。

2 改正事項

- ・低入札価格調査制度における**調査基準価格**、最低制限価格制度における**最低制限価格**の計算式につき、**上水道工事及び下水道工事にかかる電気工事及び機械器具設置工事の機器費及び設計技術費**の算出率を10分の9.07から**10分の9.2**に引き上げます。
- ・低入札価格調査制度における失格判断基準の計算式につき、**上水道工事及び下水道工事にかかる電気工事及び機械器具設置工事の機器費及び設計技術費**の算出率を10分の8.2から**10分の8.4**に引き上げます。

※1 低入札価格調査制度は、予定価格5,000万円以上、最低制限価格制度は、予定価格130万円以上5,000万円未満の建設工事に適用

なお、以下の内容は令和4年5月に改正しています。

- ・低入札価格調査制度における**調査基準価格**、最低制限価格制度における**最低制限価格**の計算式につき、**一般管理費**の算出率を10分の5.5から**10分の6.8**に引き上げ。
- ・低入札価格調査制度における失格判断基準の計算式につき、**一般管理費**の算出率を10分の2から**10分の4**に引き上げ。

3 改正要綱等

- ・岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱
- ・岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領

4 適用

- ・**令和4年8月1日**以降に入札公告又は指名通知をする案件から適用

【改正前】調査基準価格、最低制限価格

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 90.7% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 90.7% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1

【改正後】調査基準価格、最低制限価格

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 92% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 92% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 68% 	合計 × 1.1



【改正前】失格判断基準

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 40% 	合計
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% × 0.8 ・一般管理費 × 40% 	合計
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 82% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 82% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 40% 	合計

【改正後】失格判断基準

(1) 土木系5工事等	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 40% 	合計
(2) 土木系5工事等以外	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費 × 9/10 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・(直接工事費×1/10 + 現場管理費) × 90% × 0.8 ・一般管理費 × 40% 	合計
(3) 上水道及び下水道に係る機械器具設置工事及び電気工事((2)以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器費 × 84% ・直接工事費 × 97% ・共通仮設費 × 90% ・据付間接費 × 90% ・設計技術費 × 84% ・現場管理費 × 90% ・一般管理費 × 40% 	合計



※2 土木系5工事等とは、土木系5工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（解体工事を除く）、舗装工事、塗装工事及び造園工事）に、鋼構造物工事、土木経費で積算する電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事を加えた工事を指す。